

奈良市公報

第 2 8 8 号

平成25年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

○町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例……………1

○奈良市暴力団排除条例の一部を改正する条例……………2

規 則

○奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則……………2

○奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………2

告 示

○予防接種の実施の一部改正……………2

○インフルエンザ予防接種の実施の一部改正……………2

○一般競争入札の実施……………2

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………3

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………3

○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………4

○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の更新……………4

○放置自転車等の保管……………4

○都市計画地区計画の変更……………4

○都市計画生産緑地地区の変更……………5

○住居番号の設定……………5

○街区の区域等の変更……………5

○放置自転車等の保管……………5

○住居表示を実施すべき区域等の決定……………5

○放置自転車等の保管……………5

○奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱の一部を改正する告示……………5

○奈良市観光センター及び奈良市猿沢観光案内所の臨時休館……………6

○放置自転車等の保管……………6

○公募型プロポーザル方式による受託者の選定……………6

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………7

○開発行為に関する工事の完了……………7

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………8

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出……………8

○生活保護法の規定による医療機関の指定……………8

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………8

○一般競争入札の実施（2件）……………8
○開発行為に関する工事の完了……………10
○放置自転車等の処分……………10
○放置自転車等の保管……………10

監 査

○住民監査請求に係る監査結果の公表……………10

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………15

○総合評価落札方式一般競争入札の実施……………15

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………16

○奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示……………16

選 挙 管 理 委 員 会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………16

議 会

○議会運営委員会の委員の選任……………17

○奈良市議会だより編集委員会の委員の辞任……………17

条 例

町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年12月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良市役所出張所設置条例の一部改正)

第1条 奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市西部出張所の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

(奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（昭和41年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表第2選挙区の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘五丁目」を加える。

(奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和58年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正

する。
別表奈良市西消防署の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「中登美ヶ丘五丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成25年1月15日から施行する。
(平成24年12月12日揭示済)

奈良市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第48号

奈良市暴力団排除条例の一部を改正する条例

奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成24年12月12日揭示済)

規 則

奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第71号

奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「供する」の次に「とともに、観光の振興を図る」を加える。

第2条の表奈良市猿沢観光案内所の項を削り、同表に次のように加える。

奈良市観光センター	奈良市上三条町23番地の4
-----------	---------------

第3条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 観光物産、伝統的工艺品等の展示及び紹介に関すること。

(5) 観光事業及び観光産業の活性化に関すること。

第6条第1項中「奈良市総合観光案内所」の次に「及び奈良市観光センター」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成24年12月12日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第72号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則(平成12年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1西部方面隊の部富雄分団の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「中登美ヶ丘五丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成25年1月15日から施行する。
(平成24年12月12日揭示済)

告 示

奈良市告示第785号

平成24年奈良市告示第193号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年12月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成24年12月1日揭示済)

奈良市告示第786号

平成24年奈良市告示第651号(インフルエンザ予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年12月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成24年12月1日揭示済)

奈良市告示第787号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年12月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

東九条雨水幹線築造工事(西九条町四丁目地内・東九条雨水幹線)ほか28件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定によ

る経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年12月3日掲示済）

奈良市告示第788号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。
平成24年12月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105736	奈良市雑司町368番地2	訪問介護ステーション ポシブル飛鳥	大阪市中央区日本橋一丁目17番17号	ポシブル医科学株式会社	平成24年12月1日
2970105702	奈良市南魚屋町20番地5	株式会社 ミルク	奈良市七条西町一丁目52番13号	株式会社 ミルク	平成24年12月1日
2970105728	奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号	株式会社 ハートケア	奈良市三碓三丁目3番32号ジョイハウスA棟102号	株式会社 ハートケア	平成24年12月1日

（平成24年12月3日掲示済）

奈良市告示第789号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年12月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年12月3日

3 供用を開始する排水施設の位置

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年12月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園大和町六丁目、西登美ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘三丁目、中山町、疋田町五丁目、下三条町及び高畑町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
三碓幹線-48	奈良市学園大和町六丁目665-3	奈良市学園大和町六丁目665-3
三碓幹線-49	奈良市学園大和町六丁目665-3	奈良市学園大和町六丁目674-1
西登美ヶ丘幹線-19	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100-190	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100-190
鶴舞西第3幹線-19	奈良市学園緑ヶ丘三丁目5052-20	奈良市学園緑ヶ丘三丁目5052-20
押熊第2幹線-74	奈良市中山町1707-1	奈良市中山町1707-6
あやめ池南幹線-492	奈良市疋田町五丁目448-2	奈良市疋田町五丁目448-2
油阪幹線-21	奈良市下三条町44-5	奈良市下三条町34
油阪幹線-22	奈良市下三条町10-2	奈良市下三条町13-2
油阪幹線-23	奈良市下三条町44-5	奈良市下三条町34

油阪幹線-24	奈良市下三条町10-2	奈良市下三条町13-2
紀寺幹線-40	奈良市高畑町172	奈良市高畑町170

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年12月3日揭示済)

奈良市告示第790号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成24年12月4日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日 平成24年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101886	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 株式会社奈良事務機別館106	ショートステイひだまり	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町一丁目10-16	短期入所

(平成24年12月4日揭示済)

奈良市告示第791号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成24年12月4日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成24年12月4日揭示済)

奈良市告示第792号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年12月4日揭示済)

奈良市告示第793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成24年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
あやめ池遊園地跡地地区計画

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部

(平成24年12月5日揭示済)

奈良市告示第794号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成24年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市青野町、秋篠町、石木町、大森西町、押熊町、西大寺新田町、西大寺野神町一丁目、四条大路二丁目、四条大路三丁目、菅原町、大安寺七丁目、高畑町、東九条町、二名三丁目、二名平野一丁目、宝来四丁目、宝来町及び三碓六丁目の各一部
(平成24年12月5日揭示済)

奈良市告示第795号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年12月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年12月6日揭示済)

奈良市告示第796号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域等を次のとおり変更します。

平成24年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日
平成24年12月6日
- 2 街区の区域等
 - (1) 大森西町の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
 - (2) 北登美ヶ丘六丁目の一部
別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成24年12月6日揭示済)

奈良市告示第797号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月6日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年12月6日揭示済)

奈良市告示第798号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条例第3項の規定により告示します。

平成24年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図1・別図2のとおり
- 2 実施期日 平成25年1月15日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民活動部地域活動推進課において閲覧に供します。
別図1及び別図2 省略

(平成24年12月7日揭示済)

奈良市告示第799号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年12月7日揭示済)

奈良市告示第800号

奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年12月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱の一部

を改正する告示

奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱（平成22年奈良市告示第398号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第3項並びに第7条第2号中「介護認定課」を「介護福祉課」に改める。

附 則

この告示は、平成24年12月7日から施行し、この告示による改正後の奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

（平成24年12月7日揭示済）

奈良市告示第801号

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成24年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成24年12月29日
奈良市猿沢観光案内所	～平成25年1月3日

（平成24年12月11日揭示済）

奈良市告示第802号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年12月11日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成24年12月11日揭示済）

奈良市告示第803号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 事業内容等
 - 事業名
奈良市つどいの広場事業の業務委託
 - 募集地域と設置予定数

登美ヶ丘、平城東、伏見、京西、飛鳥、柳生、興東、田原、月ヶ瀬及び都祁の各中学校通学区のいずれかの地域に1箇所募集

- 事業内容
つどいの広場事業の実施
- 委託料
委託料の上限は下記のとおりとする。ただし、平成25年度予算の範囲内で支払う。
 - 委託業務の開始日：平成25年4月1日の場合
(3～4日型) 金3,560,000円
(5日型) 金4,360,000円
 - 委託業務の開始日：平成25年5月1日の場合
(3～4日型) 金3,263,000円
(5日型) 金3,996,000円
 - 委託業務の開始日：平成25年6月1日の場合
(3～4日型) 金2,966,000円
(5日型) 金3,633,000円

- 委託期間
委託業務の開始日（選択可）
 - 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - 平成25年5月1日から平成26年3月31日まで
 - 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

2 応募資格

- 応募団体
応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
 - 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - その他の法人
- 応募団体の要件
応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
 - 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
 - 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
 - その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業及び奈良市つどいの広場事業実施

- 団体審査委員会で審査する。
- 4 実施団体の決定
審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 5 手続き等に関する事項
- (1) 担当課
奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話番号 0742-34-5042
FAX番号 0742-34-4796
- (2) 募集要項の配布
配布期間
平成24年12月17日(月)から平成25年1月31日(木)までの日(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
配布場所
奈良市子ども未来部子ども育成課(奈良市ホームページからもダウンロード可)
- (3) 説明会
開催日 平成25年1月11日(金)午前10時から
開催場所 奈良市役所北棟6階第22会議室
- (4) 書類等の提出

- 提出期間
平成25年1月15日(火)から同年1月31日(木)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 提出場所
奈良市子ども未来部子ども育成課(提出書類等は、必ず持参してください。)
- 6 契約の締結
審査委員会において決定された実施団体は、市と委託契約を締結する。
- 7 その他
(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。
(2) 詳細は、募集要項による。
(平成24年12月11日揭示済)

奈良市告示第804号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年12月12日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社 ミルク	奈良県奈良市南魚屋町20-5	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年11月1日 平成24年11月1日
株式会社 ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号		
株式会社 ミルク	奈良県奈良市南魚屋町20-5	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成24年12月1日
株式会社 ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号		

(平成24年12月12日揭示済)

奈良市告示第805号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成20年8月25日 奈良市指令都整開 第08A-24号

平成22年12月10日 奈良市指令都整開 第08A-24-

1号

平成24年7月3日 奈良市指令都整開 第08A-24-2号

平成24年10月12日 奈良市指令都整開 第08A-24-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年12月12日 第1334号

公共施設 平成24年12月12日 第605号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市佐保台一丁目3571番11の一部、3575番1の一部、3575番6及び3575番7の一部(1工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上汐三丁目五-二十四 小幡ビル

大阪不動産協同組合 理事長 土岐静男
5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市佐保台一丁目3575番6の一部
(2) 公園
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部
(3) 緑地
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部
(平成24年12月12日揭示済)

奈良市告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年12月13日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 三谷 医院 分院	奈良県奈良市神殿町164番地1 神殿マンション3号棟101号室	平成24年10月31日
クルミ薬局	奈良県奈良市学園北一丁目11-4 エル・アベニュー学園前1 F 102号	平成24年10月31日

(平成24年12月13日揭示済)

奈良市告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護クローバー	奈良県奈良市三条大路一丁目2-3 コーポ三和新大宮1号館103号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年11月1日 平成24年11月1日
株式会社 care lab	奈良県奈良市高天市町1-1		

(平成24年12月13日揭示済)

奈良市告示第810号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
医療法人 三谷 医院	奈良県奈良市神殿町171-4	平成24年11月1日

(平成24年12月13日揭示済)

奈良市告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成24年12月13日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あおきクリニック	奈良県奈良市あやめ池南六丁目8-40	平成24年12月1日
クルミ薬局	奈良県奈良市学園北一丁目11-4 エル・アベニュー学園前1 F 102号	平成24年11月1日

(平成24年12月13日揭示済)

奈良市告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成24年12月13日
奈良市長 仲川元庸

平成24年12月14日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道中部第76号線道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市山陵町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとす

る。

- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 11,220円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 6,732円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門(土地家屋調査士)」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月14日から平成25年1月15日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市建設部道路室道路建設課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年12月21日(金)午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部道路室道路建設課
電話 0742-34-5164

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 平成24年12月26日(水)午前9時から午後4時まで

イ 場所 (1)イに同じ

5 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年1月16日 午後1時30分

以下省略

(平成24年12月14日揭示済)

奈良市告示第811号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年12月14日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道東部第86号線道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市法用町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 11,220円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 6,732円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門(土地家屋調査士)」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月14日から平成25年1月16日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市建設部道路室道路建設課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年12月21日(金)午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部道路室道路建設課
電話 0742-34-5164

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファ

クシミリ等)によるものは受け付けません。
 (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
 ア 平成24年12月26日(水)午前9時から午後4時まで
 イ 場所 (1)イと同じ
 5 開札の場所及び日時
 奈良市役所 入札室
 平成25年1月17日 午後1時30分
 以下省略
 (平成24年12月14日揭示済)

奈良市告示第812号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年12月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
 平成24年9月24日 奈良市指令都整開 第12A-27号
 平成24年12月7日 奈良市指令都整開 第12A-27-1号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 平成24年12月14日 第1335号
 公共施設 平成24年12月14日 第606号
 - 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市平松一丁目746番1、747番1、748番1、748番9、758番1及び758番6
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市西城戸町1番地の4
 株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
 奈良市平松一丁目746番1の一部、747番1の一部、748番1の一部及び758番1の一部
 - (2) 下水道
 奈良市平松一丁目746番1の一部、747番1の一部、748番1の一部、748番9の一部及び758番1の一部
 - (3) 管路敷
 奈良市平松一丁目748番9
 - (4) 付替水路
 奈良市平松一丁目748番1の一部
- (平成24年12月14日揭示済)

奈良市告示第813号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59

年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。
平成24年12月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
 - 2 処分対象自転車等の保管場所
 奈良市大安寺西二丁目288-1
 奈良市自転車等保管施設
 - 3 処分年月日
 平成24年12月28日
 - 4 処分対象自転車等の移動年月日
 平成24年6月4日、同月5日、同月7日、同月11日、同月12日、同月15日、同月19日、同月21日、同月25日及び同月28日
- (平成24年12月14日揭示済)

奈良市告示第814号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
 平成24年12月14日
 - 3 移動対象区域
 近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
 (平成24年12月14日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成24年12月10日

奈良市監査委員 中村勝三郎
 同 中本勝
 同 松村和夫
 同 井上昌弘
 奈監第98号
 平成24年12月6日

請求人
 奈良市山陵町443番地の5
 桐山幸矩様
 奈良市登美ヶ丘三丁目5番3号

細田 強 二 様
奈良市学園朝日元町一丁目613番地の1
ノバカネイチグランドビュー学園前B-106号
澤 中 弘 様
奈良市中登美ヶ丘六丁目9番1-610号
白 川 忠 志 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

住民監査請求の結果について（通知）

平成24年10月9日付けで提出のあった住民監査請求については、同年10月22日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

- 1 監査対象
奈良市総務部人事課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年11月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第8項の規定により、平成24年11月12日に総務部長及び人事課長補佐に対し、事情聴取を行った。
- 4 請求の要旨（原文のとおり）

請求人らは下記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙の事実証明書を添付して、必要な措置をとるよう請求する。

記

第1、請求の趣旨

奈良市長は、奈良市（以下単に市という）の本庁に通勤する職員の自動車（以下単にマイカーという）利用者のために設置する、市専用職員駐車場（市法華寺町字五双田～同四条大路一丁目の一般国道24号の高架下に、近畿地方整備局長の道路占用許可を得て設置）（以下単に市専用職員駐車場という）、の管理・運用に関して、

- 1、市場の料金額を無視した不当に低廉に設定している利用料金額を、即刻に引上げて是正せよ。
- 2、現在マイカー通勤者に支給されている通勤手当のうち、不当な支給となっているものを、即刻に取止めて是正せよ。
- 3、市職員互助会（以下単に互助会という）へ、管理・運用を委託しているが、これを取り止めて適正な管理に移すとともに、互助会の財産として積立ている市職員駐車場管理基金（以下単に基金という）を、即刻に市の財産として市に移管せよ。

との勧告をする等の必要な措置をとること。

第2、請求の理由

- 1、市本庁の立地とマイカー通勤状況および市のマイカー通勤管理の実態

市本庁への交通は、至便とは言い難いが不便では無い。しかし、市は、職員によっては通勤に相当に不便な者も存在するとの認識のもとに、市専用職員駐車場が必要であると判断して設置したものと理解される。そこで、承認済の通勤届の開示と管掌部門からの聴取による限りではあるが、マイカー通勤の実態について、以下の諸点を指摘しなければならない。

イ、本庁通勤者による駐車場利用は、市専用職員駐車場全てを満たし、更に、若干のイトーヨーカドー他の商業駐車場の利用にまで及ぶに至っている。

ロ、市本庁の市専用職員駐車場の駐車可能台数は、約346台である（平成22年度資料によると、利用料金収入8,740千円、内月極分8,314千円、1日使用分426千円で、月額の利用料金は2千円であるから、月極分の台数は346台）が、市から利用者の通勤届の開示を得られたのは、その内の平成23年度届出分110件に止まった（本庁への通勤者で別に7件は外部の商業駐車場を利用）。他はそれ以前の年度届出分の継続と推定される。しかし、年度毎更新の行われていないことからして、住所変更等の異同には対応出来ていないものと見られる。

ハ、通勤届を見たとき、全般に許可した理由・根拠が不明である。また、許可に至る検討過程の痕跡が全く無い。

ニ、通勤届の申請の是非・妥当性は申請者の住所、および他の利用出来る交通機関明細の主要部分が開示を拒否されたので、詳細に検討出来なかったが、それでも、僅かに利便性を欠くだけで、十分に一般交通機関を利用されるべきもの、と見られるものが相当数あった。また、近鉄・新大宮～本庁間、JR・奈良～本庁間の夫々の間にはバスの便もあるが徒歩も可能である。これに加えて自宅～最寄駅間の徒歩・自転車またはバス。これらを面倒と忌避して、楽に自宅玄関から勤務先まで、というマイカー利用者の単純な便宜優先意識が垣間見えるのも若干あった。

ホ、以上に見てきた通勤届は、一般職の職員の給与に関する条例、および、市の職員の通勤手当に関する規則（以下単に条例および規則という）、に規定され運用されているものである。条例第16条の4は通勤手当を次の通勤手段の利用者に支給する、として、1号・通勤のため交通機関又は有料の道路（以下交通機関等という）を利用してその運賃又は料金（以下運賃等という）を負担することを常例とする職員、2号・通勤のために自動車又は自転車（以下自転車等という）を使用することを常例とする職員、3号・通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担しかつ自転車等を使用することを常例とする職員、以上いずれも通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く、と規定するが、これが許可規準・基準の全てであって規則はそれの細則にすぎない。以上、一見すれば明らかかなように、現在の自動車全盛時代にあって、いかにマイカー通勤を律するかを問題としなければならない

ときに、凡そ役立たない旧時代の遺物が埃を被っているに過ぎないのである。これでもって、マイカー通勤をコントロール出来ないことは誰の目にも明らかであろう。へ、以上を要約すると、マイカー通勤に対する市の行政機関としての指針・方針が無く、ましてやそれについての条例・規則は無く、通勤届を管掌する部門も審査基準は無く、また格別の問題意識も無しにルーティンに通勤届を処理しているに過ぎない。このため、通勤でのマイカー利用はルーズに流れて、一旦得たマイカー通勤の異同による返上等は期待出来ない状態である。以上により、不用意に不当なマイカー通勤手当に公金を支出しているという事態は否定出来ない。

2、マイカー通勤に対する市のあるべき姿勢

自動車の利用は多大の便益を齎すが、社会に及ぼすその負の側面を見ると、それを無視して対処を怠ることは許されない。市においては行政機関として、市民のために率先して負の軽減に当り、またそれを市民にPRして、社会的に指導する役割を果たして行くべきであることは、言を俟たない。その一つの顕われとしての、市のマイカー通勤への対応がどうなっているのかを前述したが、それは無策と言うよりも不存在に等しいと言わざるを得ないものであった。これは市の行政機関としての不作為であり、職務怠慢である。即ち、市は組織において、企画部に交通政策課を置き、市民に対する交通政策・交通安全対策を講じている。しかし、組織内でのその役割はどこにも見られない。無理に関係付ければ、市長公室に属する人事課であろうか。市民に対しては交通安全を声高に言うが、内部では、マイカー通勤手当の支給というルーティンな業務があるのみで、肝心の足元の交通行政が不在である。市は組織自身を律するためには、マイカー通勤に限定してではあるが、社会の交通状況に処する市の方針の明示と、そのマイカー通勤への具体的な適用が欠かせない。そうしなければ、市の指導性は失われ、職員のモラルは低下しよう。また、職員のマイカー通勤途上での事故の労働災害扱い、さらには、加害事故において必然的に問われる市の責任と損害賠償負担に対して、現状は余りに無策ではないのか。かつ、マイカー通勤実態の確実な把握に基づく確実な管理により、通勤手当における不当な支給を断ち、市の財産を適切に管理しなければならない。市のあるべき姿勢のためには、以下のものが絶対に必要である。(公用車は本件の対象外であるので触れない)

- イ、条例・規則を設けて、市のマイカー通勤に対する基本姿勢、即ち真に必要な者にのみ限ることの明示とその具体化としての実行
- ロ、そこではマイカー通勤時の職員の遵守事項・心得を明示して市の姿勢をPR。
- ハ、規則で通勤届時の許可規準の明示して、一般交通機関と比較しての便宜性・安楽性を求めている申請は審査で排除され、真に必要なと認められる場合に限られることの周知。

ニ、規則で通勤届時の許可条件、および定期的実施する検査で、許可条件の継続保持を確認することを明示して、安易な申請は排除されることの周知。条件は具体的には免許証・車の整備点検・自動車損害賠償責任保険の付保に瑕疵の認められないこと、任意の対人および対物損害賠償保険の無制限額でもって付保されていること、その他身・心上の運転差控え指示が無いこと等、は必要不可欠の事項である。これらは健全な社会人で車の所持・運転者の良識的なものであり、ましてや、通勤途上における事故の労働災害その他加害事故の市にも及ぶ法的責任の帰趨を考えれば、これを条件として下回るのとは不可である。

ホ、通勤届にたいする審査過程、許可に至った根拠・理由は具体的に管掌部門での記載を義務付けなければならない。そこまでしなければ審査は必ず形だけのものに墮するだろう。

ヘ、マイカー利用への誘惑は強いと見なければならない。虚偽申請、許可後条件に対する不備発生等の放置等の悪質なものは、処分の出来るようにしておかないと、制度の維持に困難の生じることが予想され、予め明示しておかなければならない。

3、市の市専用職員駐車場の管理・運用の実態

市の市専用職員駐車場は本庁勤務の市職員のマイカー通勤のために設置されているが、その管理・運営は互助会に委託している。そこでは市の自己都合のみに基づいた、勝手な非常識極まりないことが行われている。即ち、イ、管理・運営の互助会への委託

互助会は市の条例に基づいて、市職員によって組織されているものであって、会員である市職員が相互に市職員の福利厚生・文化教養・慶弔互助・親睦・その他目的達成のため必要と認められること、をすための文字どおりの職員による職員のための、任意の団体に過ぎない。この団体が市の人事部門が管掌し、労務行政としての重要業務である職員の通勤手段を扼する、駐車場の管理・運用の委託を請けているのである。上述したところから明らかなように、この委託業務は互助会の目的とは相容れないものであって、互助会が受託者として業務に携われる筋合いのものではないのである。即ち、互助会の目的外であるため行うことの出来ない事業を、實際上互助会の管理・運営権を握る市が、是非の検討もせず自己都合で、互助会に無理に押し込んだとしか、言いようのない違法なものである。さらに、この互助会への委託を確認出来る契約書あるいはそれに類するものは全く存在しない。ただ事実行為により、委託の存在を知ることが出来るのみである。従って、委託の内容・範囲等々は不明である。全ては市の裁量・指示に依拠しているものと推測される。ところで、かかる具体性・客観性を欠く契約は、法的判断においては当然のことであるが、最小限(狭く・小さく)のもの、即ち、委託の範囲は日常的な管理・運用業務を出ないものと看做されることになる。

ロ、市専用職員駐車場の設置目的

市専用職員駐車場は、市本庁へのマイカー通勤者の必要のために設置された労務行政上のものであるが、市にはこれの設置に関する条例・規則はもちろん、その設置目的を示すものすら存在しない。万が一にも、市において職員の福利厚生施設との位置付けで設置したのであれば、これでは職員に対する労務行政であることの基本認識が欠落していると言う他ない。ところで、市は先述した当該駐車場用地の国への占用許可申請の際に、「職員駐車場管理計画」なるものを作成のうえ提出しており、国の許可はその計画内容を取込んだ条件付きのものとなっている。ここでは、市は「職員駐車場の使用許可等に関する取扱要綱」を作成して、それに基づき使用許可を与えることにより利用する、としている。更に特記すべきは、その計画の冒頭で、なんと「職員の福利厚生施設として管理運営し互助会へ委託する」、としているのである。上記の要綱は市の怠慢でその後作成はなされず、他にも後述のとおり市の管理基準・使用基準等となるものの作成が無い。しかも、運用の実際と国への占用許可申請を併せ見れば、市の福利厚生施設としての認識は誰の目にも明らかなるであろう。

ハ、市専用職員駐車場の運用の実態

以上を踏まえて現状を見ると、実態は、職員に対する福利厚生施設でもあり、労務施設でもある、という至極曖昧模糊としたものとして、その都度その場の状況に応じて便利に使い分け、従って責任の所在も不分明というルーズな管理体制の下に置かれている。これを利用料金（1ヶ月当り2千円）において見ると、近隣の商業駐車場の利用料金額との格差（差額）は歴然たるものである。市の曖昧な姿勢はこの差額の認識と取扱いに端的に顕れている。即ち、何の対応もせず放置し成り行きに任せているにすぎない。福利厚生施設とすれば、一部の特定の利用職員にのみ独占的に継続して、便益・対価が不当に供されていることになり、その職員からの徴収が怠られている。一方労務行政とすれば、市本庁勤務で当該駐車場を利用できた者のみが、市規則の規定を超えて通勤手当が不当に支給されていることになり、その職員からの徴収が怠られている（実際には、マイカー通勤手当の支給額から差引かれるべきもので、その差引きが怠られている）。いずれにしても、市の怠慢で市財産の管理を怠り、市に損失を与えているのである。損失額は年間で、商業駐車場の1ヶ月当り料金が、3千円の場合は△4,154千円、4千円の場合は△8,304千円、5千円の場合は△12,456千円に及んでいる。

ニ、互助会での基金の積立

互助会では互助会の財産として、駐車場運用のため利用者に課している1ヶ月当り2千円の利用料金のなかから、基金なるものを積立てる、という財務の範疇となる仕事を行っている（平成22年度末現在高11,873,953円）。これは委託の範囲から見事に逸脱していると言うほか無く、違法なものである。この基金は、市管理の基金に属

し、市の管理下に置かれるべきものである。

4、市専用職員駐車場のあるべき形

先に、マイカー通勤者に対しての、市の管理が不存在であることを見たが、市専用職員駐車場そのものの管理・運用の場合も、全く同様であって、特別の独立した管理基準・使用基準が必要である。即ち、市は条例・規則を設けて、市専用職員駐車場の設置・運用の趣旨・目的・管理方針等を開示・宣言しなければならない。また、職員に対しては、規則でもって、許可規準・許可条件・遵守事項・心得・許可のための審査等々について、十分な承知が予め可能になるよう明示がなされねばならない。その詳細は、前述の2)の「マイカー通勤に対する市のあるべき姿勢」に述べたところである。そこで、当該改革によって、マイカー通勤者には負担増・有利性の低下を齎し、また闇マイカー通勤の排除によって、結果として利用者は減少するだろう。駐車場の運用実績・収益は駐車場運用の目的外の事柄であって、収益事業となるのは不可であること、を認識すれば当然のことである。それが近畿地方整備局長が市に占用を許可する際に強調した、「利用にあたっては公益事業として地域住民の利益に供すべきものであるので、占用者は駐車場経営に当たってはこの趣旨を十分認識のうえの管理運用であるべし」、に答えることになるのではないか。運用においてはたえず空きを確保して、外部の商業施設の活用を無くすべきである。本庁にあってはマイカー通勤者への通勤手当支給は、原則として市専用職員駐車場の利用者のみ、にもって行くべきであろう。もし万が一にも、市があくまでも職員の福利厚生施設と強弁するのならば、その時は、国の財産の利用原則からしても、一般市民にその利用を開放しなければならない。

なお、本件監査請求書は、市専用職員駐車場の管理・運用に限定しているが、同様の趣旨は、市の各出先・事業所等へのマイカー通勤に関しても、共通して指摘されるところのものである。

5、結論

よって、請求人らは、奈良市監査委員に対し、市専用職員駐車場の管理・運用において、不当に低廉な利用料金の設定により被っている市の損失を是正すべく、および、ルーズな管理による不当なマイカー通勤手当の支給により被っている市の損失を是正すべく、また、互助会への違法な管理・運用の委託と違法な基金の積立を是正するとともに、さらには、それらのよって来る原因をなすところの、市のマイカー通勤に対する施策の不存在を解消すべく、条例・規則策定をはじめとする改革・改善を即刻に実行して、市のマイカー通勤政策を確立すること、その他必要な措置をとるよう、奈良市長に勧告することを求める。以上

5 監査対象事項

- (1) 自動車通勤者に対し、通勤届の内容を審査せずに自動車通勤を認め、不当に通勤手当が支給されているかどうか。

(2) 奈良市が、奈良市職員互助会（以下「互助会」という。）に奈良市職員駐車場（以下「職員駐車場」という。）の管理運営を委託していることが違法であるかどうか。また、これを取り止めて、奈良市の管理に移すべきかどうか。

(3) 職員駐車場の利用料金が、不当に低廉であるかどうか。

なお、請求人らは、自動車通勤に対する奈良市のあるべき姿勢及び職員駐車場のありべき形などについて、様々な主張を行っているが、これらについては、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当しないので、監査対象事項から除外した。

6 監査結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は次のとおりである。

(1) 奈良市では、職員が公共交通機関あるいは自動車の、いずれの通勤手段を選択するかということに制約はない。奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の規定によると、自宅から勤務地までの距離が2 km未満の場合を除き、通勤手当が支給されることとなっている。また、奈良市職員の通勤手当に関する規則（平成16年奈良市規則第33号）の規定によると、職員が職員となったときに、通勤届を任命権者に届け出ることになっており、居住地、勤務地又は通勤手段等が変われば、その都度、届け出ることになっている。通勤手段として自動車を選択した職員は、通勤届の表面に自宅から勤務地までの距離と時間を、裏面には通勤経路を記入し、任命権者に届出する。人事課は、届出された通勤届に記載されている通勤経路から見て、一般に利用し得る最短の使用距離を確認し、その使用距離に応じた通勤手当を支給している。

(2) 奈良市は、自動車通勤する職員の駐車場として、国道24号高架下の土地を、近畿地方整備局から道路占用許可を得て、無償で借用している。

奈良市が、近畿地方整備局に提出した道路占用許可申請書には、占用目的を奈良市専用駐車場と明記し、申請書に添付された職員駐車場管理計画には、奈良市職員の福利厚生施設として互助会に管理運営を委託することとし、職員駐車場管理業務などを取り決めている。

また、近畿地方整備局からの道路占用許可書の特記条件には、駐車場に面するフェンスの維持修繕を行うなど、駐車場の維持補修について、占用者側で負担することとされている。

(3) 奈良市は、職員駐車場の管理運営を互助会に委託しており、職員駐車場管理運営委託契約書において、受託者である互助会が職員駐車場を使用する職員から駐車場整理協力費（月額2千円）を徴収し、管理運営費に充てることとしている。互助会は、職員駐車場特別

会計を設け、収支決算において剰余金が生じた場合には、互助会が設けた奈良市職員駐車場管理基金に積み立て、職員駐車場の管理に必要な財源に充てる場合に限り処分することができるとしている。

なお、互助会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び第43条の趣旨に基づき、奈良市職員の厚生及び共済を図るために設置された団体である。

（監査委員の判断）

(1) 監査対象事項(1)について

事実関係(1)のとおり、自動車通勤する職員の通勤届の確認事項は、通勤届に記載された通勤経路から見て、一般に利用し得る最短の使用距離である。人事課の説明によると、当該使用距離の確認を行っていることから、奈良市職員の通勤手当に関する規則に基づいて通勤手当が支給されており、不当に支給されている事実は、存在していないと判断する。

なお、事実証明書として提出された、市役所までの自動車通勤者の通勤届117件のうち4件の表面に、記載不備や記載誤りが見受けられたので、確認を徹底するよう総務部長に口頭で注意した。

(2) 監査対象事項(2)について

職員駐車場の管理運営については、請求人が主張するように、奈良市が行うことも可能であり、また、奈良市が互助会に行わせることも可能だと考える。しかしながら、普通地方公共団体が互助組織と管理運営委託契約を結ぶことを禁じる、法令等の規定はない。

また、この職員駐車場は、奈良市の公有財産ではなく、奈良市職員の福利厚生施設と位置付けた奈良市専用駐車場として近畿地方整備局へ申請し、占用許可を得て、借用したものである。このことから、奈良市は、直接管理するのではなく、奈良市職員で構成され、福利厚生を担う互助会に管理運営を任せ方が合目的であり、効率的な運営ができると判断し、互助会が徴収する駐車場整理協力費を財源として管理運営を行わせる権限を付与した契約を結んだことは、特に問題はないものと判断する。

(3) 監査対象事項(3)について

互助会は、職員駐車場の維持管理に要する経費を積算し、駐車台数を基に1台当たりの駐車場整理協力費を算出したものと認められる。したがって、互助会は、職員駐車場を使用する職員に対し、職員駐車場の使用の対価として駐車場整理協力費を徴収しているわけではないのであるから、それと民間の駐車場経営における使用の対価としての駐車場使用料金とは性質を異にしており、それらを比較することに特段の意味はないものと判断する。

よって、請求人らのいずれの主張にも理由がないので、本件請求を棄却する。

（平成24年12月10日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第53号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月3日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

舗装、奈良市学園大和町二丁目地内ほか1件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年12月3日揭示済）

奈良市水道局告示第54号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年12月3日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 緑ヶ丘浄水場排水処理施設改良工事
- (2) 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- (3) 工期 契約の日から平成28年2月26日までとする。
- (4) 主要施設 処理プラント、建屋及び付帯施設
- (5) 工事概要
ア 機械設備工事 一式
イ 電気設備工事 一式
ウ 土木工事 一式
エ 建築工事 一式
- (5) 予定価格 1,541,929千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限モデル型算出価格 1,338,440千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格者のうち、当該登録地において「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「水道施設工事」の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。なお、この入札に参加できる者は、単体企業に限ります。

- (1) 「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「水道施設工事」の特定建設業の許可を有していること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における「水道施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 「水道施設工事」については、次の基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。
ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。
- (4) 「土木一式工事」及び「建築一式工事」については、必要に応じて監理技術者又は、主任技術者を配置すること。

なお、監理技術者を置くことが必要な工事において

は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者を配置すること。

- (5) 前2号に定める配置予定技術者については、入札参加申請日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (6) 本入札に参加した他の建設業者を下請負人としてはならない。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 奈良市水道局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (9) 技術提案書の提出

入札参加者は、奈良市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を管理者に提出すること。

- ア 施工計画について
- イ 企業の施工能力等について

- (10) 前各号のほか、入札説明書の各事項を満たしていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月3日から平成25年3月4日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市水道局業務部経理課（設計図書等は、閲覧又は貸出しを行います。）

4 開札の場所及び日時

奈良市水道局 4階 大会議室（北側）

平成25年3月5日 午前10時00分

以下省略

(平成24年12月3日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第22号

平成24年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年12月6日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成24年12月11日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟6階 第2研修室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度12月補正予算要求内示額について
- (2) 平成25年度予算要求について
- (3) 奈良市教育ビジョンの見直しにかかるアンケート調査の結果報告について
- (4) 奈良市興東公民館の臨時休館について

議事

議案第46号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部改正について

議案第47号 奈良市三笠中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに指定することについて

議案第48号 平成25年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 11月～12月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成24年12月6日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年12月12日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱（平成21年奈良市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条柱書中「報告」を「提言」に改める。

第6条第1項本文中「教育長」を「座長」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、座長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

第8条中「教育長」を「座長」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（作業部会）

第7条 座長は、必要と認めるときは、懇話会に作業部会を置くことができる。

附則

この告示は、平成24年12月12日から施行する。

(平成24年12月12日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第21号

平成24年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成24年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,015人
6分の1の数 50,124人
3分の1の数 100,247人

(平成24年12月2日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第20号

平成24年12月3日、森田一成議員を議会運営委員会の委員に選任しました。

平成24年12月4日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成24年12月4日揭示済)

奈良市議会告示第21号

平成24年12月3日、奈良市議会だより編集委員会の森田一成委員が辞任しました。

平成24年12月4日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成24年12月4日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。